

採用内定取消し問題への対応について (職業安定法施行規則等の一部改正)

1 趣旨

現在の経済情勢の下で、企業を巡る環境は厳しさを増し、新規学卒者の採用内定取消しの事例も見られるところであるが、内定取消しの防止等を図るため、ハローワークによる内定取消し事案の一元的把握、事業主がハローワークに通知すべき事項の明確化を図ることにより、企業に対する指導を徹底するほか、学生生徒等の適切な職業選択に資するため、採用内定取消しを行った企業名を公表することができるものとする。

2 職業安定法施行規則の一部改正、職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合を定める告示の制定

(1) ハローワークによる内定取消し事案の一元的把握 (省令)

公共職業安定所における一元的把握と迅速な対応を図るため、新規学卒者の採用内定取消しを行おうとする事業主は、公共職業安定所及び施設の長に通知するものとする

※ 現行規定は、公共職業安定所又は施設の長に通知するものとされ、施設の長が通知を受けた場合には公共職業安定所に連絡するものとされている。

(2) 事業主がハローワークに通知すべき事項の明確化 (省令)

新規学卒者の内定取消しを行おうとする事業主は、職業安定局長が定める様式(注)により公共職業安定所に通知すべきものとする

(注) 事業所名、所在地、内定取消し者数、内定取消しを実施しなければならない理由、取消しの回避のために検討された事項、学生生徒への説明状況、学生生徒に対する支援の内容等を記載事項とする。

(3) 採用内定取消しを行った企業名の公表 (省令・告示)

厚生労働大臣は、事業主からの通知に係る内定取消しの内容(注)が、厚生労働大臣が定める場合に該当するときは、学生生徒等の適切な職業選択に資するよう、その内容を公表することができるものとする

公共職業安定所は、管轄区域にある学校に、公表された情報を提供するものとする

(注) 内定取消しの対象となった者の責めに帰すべき理由によるものを除く。

例：卒業できなかった場合、逮捕されて起訴猶予となった場合等

※厚生労働大臣が定める場合に該当するとき

内定取消しの内容が、次のいずれかに該当する場合とするもの。ただし、倒産により翌年度の新規学卒者の募集・採用が行われないことが確実な場合を除く。

- ① 二年度以上連続して行われたもの
- ② 同一年度内において十名以上の者に対して行われたもの（内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保するための措置を講じ、これらの者の安定した雇用を速やかに確保した場合を除く。）
- ③ 生産量その他事業活動を示す最近の指標、雇用者数その他雇用量を示す最近の指標等にかんがみ、事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないときに、行われたもの

例：生産量・雇用量とも増加しており、今後の事業縮小の具体的見通しも存在しない場合（単に「先行き不透明だから」という場合 等）

- ④ 次のいずれかに該当する事実が確認されたもの
 - ・ 内定取消しの対象となった新規学卒者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき
例：単に内定を取り消す旨の電話一本のみ、又は、単に内定を取り消す旨が記載された通知の送付のみで、その後学生からの問合せがあっても説明を行わない場合
 - ・ 内定取消しの対象となった新規学卒者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき
例：関連会社への就職のあっせんの努力やハローワークでの支援が受けられる旨の学生への連絡を何ら行わない場合

3 青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部改正

現行指針における採用内定に関する規定（注）に加え、

- ① 採否の結果を明確に伝えること
- ② 確実な採用の見通しに基づいて行うものとする
- ③ 労働契約が成立したと見られる場合には、合理的理由がない場合には取消しが無効とされることに十分に留意すること
- ④ 内定取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずること
- ⑤ 就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、補償等の要求には誠意を持って対応することを追加すること

(注) 採用内定者に対して、文書により、採用の時期、採用条件及び内定の取消し事由等を明示するとともに、学校等の卒業を採用の条件としている場合には内定時にその旨を明示するよう留意することを規定

4 施行期日等

「職業安定法施行規則の一部改正」は公布日から施行し、「職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合を定める告示」及び「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部改正」は同日から適用するものとする。

また、内定取消しを行った企業名の公表（2(3)関係）については、施行日以後に就業開始を予定していた新規学卒者に係る内定取消しについて適用するものとする。ただし、施行日前に行われた内定取消し又は施行日前に通知のあった内定取消しについては、内定取消しの撤回その他これに準ずる措置を講じ、施行日以後に公表の対象となる要件に該当しなくなったとき又は内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用が確保されたときにおいては、この限りでないものとする。